

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪					有罪に係る人員及び金額				
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	罰 金 人 員	金 額			
外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	人 (社)	千円			
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人 (社)	千円	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
法人税	外	2	3	5	3	-	-	2	2	2	内	7	51,700	法人税
その他	外	1	1	2	1	-	-	1	1	1	内	1	50,000	その他
合計	外	3	4	7	4	-	-	3	3	3	内	8	101,700	合計

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## (2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 -	第 159 条	外 3	脱税犯規定	外 1
第 243 条 (平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。)	外 -	第 163 条 (平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。)	外 3 -	両罰規定	外 -
合 計	外 -	合 計	外 3 3	合 計	外 1

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分	
		免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	地 方 揮 発 油 税 分	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計			
		酒 類 造 者	酒 販 売 業 者														
要 件 処 理 数	前 年 度 か ら の 外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	前 年 度 か ら の 外	要 件 処 理 数	
	検 挙	-	-	8	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	-	-	2	2	/	2	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		収 税 官 吏 告 発
		そ の 他	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他 告 発
	通 知 処 分	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		通 知 処 分
	不 告 発	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		処 分 前 減 公 訴 権 消 滅
本 年 度 末 迄 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 迄 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千 円	千 円	千 円	千 円	/	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 金 処 分 額 相 当	外	-	-	2,777	2,777	/	2,777	-	-	-	-	-	-	-	通 告 金 処 分 額		
	外	-	-	903	903	/	903	-	-	-	-	-	-	-	通 告 金 処 分 額		
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	3,418	3,418	/	3,418	-	-	-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処理数	前年度から 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から 繰越処理未済	要件 処理数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検 挙	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告 収 税 官 吏	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2,777	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903	3,418	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
		酒類等製造者	酒類販売業者																			
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		通告処分
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		計
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数
	通告後訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後訴訟権消滅	
	通告履行	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告履行	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通相	外	-	-	903	903	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903	通告履行罰科金額	
	外	-	-	3,418	3,418	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,418	通相	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の								
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額															
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円	件	ℓ	千円	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	30,974	-	2,777	外1	30,974	-	2,777	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1	34,887	-	-	外1	34,887	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2	65,861	-	2,777	外2	65,861	-	2,777	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。